

高山市告示第40号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、下記のとおり公示送達する。

令和8年5月14日

高山市長 田 中 明

記

- 1 送達を受ける者 別紙明細のとおり
- 2 送達をする書類 令和7年度 国民健康保険料決定（変更）通知書
- 3 保管をする場所 高山市医療保健部国保年金課

上記の書類を交付しますので、御来庁のうえ受領してください。